

(仮称) 静岡市こども計画策定業務仕様書

1 業務名

令和8年度 (仮称) 静岡市こども計画策定業務

2 業務の目的

静岡市子ども・子育て・若者プランの計画期間が令和8年度末で終了することから、令和9年度を始期とする次期計画を策定する。計画の策定に当たっては、令和5年度から7年度に実施した各調査結果のデータ等を踏まえて現状分析・評価を行い、静岡市の実情や課題を的確に反映したものとする。

さらに、次期計画は、こども基本法及びこども大綱の趣旨を踏まえ、こどもを権利の主体として尊重し、すべてのこども・若者が、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指して、本市におけるこども施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした、「(仮称) 静岡市こども計画」として策定するものとする。

3 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

4 支払方法 完了払い

5 計画の基本事項

本計画は、下記計画を包含する計画とする。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第六十一条に基づく計画）
- (2) 市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法第八条に基づく計画）
- (3) 市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第九条に基づく計画）
- (4) ひとり親家庭等自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第十二条に基づく計画）
- (5) こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条に基づく計画）

6 委託内容

(1) 現状の分析・評価・課題の整理

調査の結果、過去の実績及び現計画の取組み・結果、関連する統計情報等を整理し、こども・子育て支援及びこども・若者育成支援にかかる現状を分析、評価し、本市の課題を抽出する。

(2) 事業計画案の策定

各種調査結果、現状や課題等を反映し、「(仮称) 静岡市こども計画」（次期静岡市子ども・子育て・若者プラン）の構成、目標、施策体系、今後の方向性等を検討し計画骨子及び計画案を作成する。ただし、静岡市子ども・子育て支援事業計画については、令和6年度に作成した同計画の内容を盛り込むこととする。

また、静岡市こども・子育て会議（静岡市健康福祉審議会児童福祉専門部会）、庁内会議、パブリックコメント、ワークショップ等における審議・検討結果等に基づき計画案の修正・追

(案)

加等を適宜行うこと。

また、計画の進捗管理と評価方法についても検討し、その資料を作成すること。

なお、作成にあたっては、静岡市基本構想（総合計画）、静岡市健康福祉基本計画（地域福祉計画他）、静岡市教育大綱、静岡市教育振興基本計画等の関連する計画との連携及び整合を図ること。

(3) 静岡市こども・子育て会議（静岡市健康福祉審議会児童福祉専門分科会）への支援（合計4回程度）

会議の開催にあたり、提出資料の作成、必要な助言等、その運営支援を行う。また、審議結果をその後の作業に反映させること。

(4) 効果的な意見聴取や意見反映等の支援（ワークショップ・こどもパブコメなど）

こどもや子育て当事者、企業・団体、有識者等からの意見聴取やこどもの意見反映等に係る手法について提案し、運営支援を行う。また、意見聴取結果をその後の作業に反映させること。

(5) パブリックコメントへの実施支援

事業計画案に関するパブリックコメントを実施するにあたり（令和8年11月頃予定）、資料作成及び意見等に対する対応策の助言等の支援を行う。

(6) 計画書の原稿作成、編集及び印刷製本

① 計画書の原稿作成、編集及び印刷製本

② 計画書（概要版）の原稿作成、編集及び印刷製本

③ 計画書（やさしい版 こども・若者用）の原稿作成、編集及び印刷製本

(7) 成果品

①紙媒体

ア 計画書	(ア)サイズ	A4 縦
	(イ)ページ	200 ページ程度
	(ウ)部 数	150 部
イ 計画書（概要版）	(ア)サイズ	A4 縦
	(イ)ページ	10 ページ程度
	(ウ)部 数	150 部
ウ 計画書（やさしい版）	(ア)サイズ	A4 縦
	(イ)ページ	25 ページ程度
	(ウ)部 数	150 部

(特記事項)

- ・ 計画書は、子育て当事者、支援者及びその他市民が、計画の内容を詳しく理解でき、生活に活用できる内容とすること
- ・ 計画書（概要版）は、子育て当事者、支援者及びその他市民が、計画の概要を端的に理解でき、生活に活用できる内容とすること

(案)

- ・計画書（やさしい版）は、こどもや外国籍の方が、計画の内容を理解でき、生活に活用できる内容とすること

②電子媒体（CD-ROM等）一式

ア 計画書及び計画書（概要版）の完成版

- ・計画書及び計画書（概要版）の原稿及び計画策定に使用したデータ等を全て含めること。
- ・静岡市が閲覧できるデータ（PDF等）及び加工できるデータ（Excel、Word等）とすること。
- ・ファイルは、原則、章ごとに分割（全頁一括ファイルと章ごとのファイルをそれぞれ別々に作成すること。）し、その詳細については、こども未来課と協議すること。

イ 計画骨子案及び計画案のパブリックコメント実施用データ

- ・パブリックコメント実施に必要な計画骨子案及び計画案等の原稿及びデータを全て含めること。
- ・静岡市が閲覧できるデータ（PDF等）及び加工ができるデータ（Excel、Word等）とすること。
- ・ファイルは、原則、章ごとに分割（全頁一括ファイルと章ごとのファイルをそれぞれ別々に作成すること。）し、その詳細については、こども未来課と協議すること。

(8) その他計画策定等に必要な事項に係る助言・支援

- (1)～(7)を円滑に進めるために、必要と思われる事項について、適宜静岡市へ助言・支援を行うこと。

7 その他作成・印刷について

- (1) 計画書及び計画書（概要版）、計画書（やさしい版）の作成・印刷に当たり、紙質、フォント、印刷、レイアウト、イラスト、写真及び製本方式等については、こども未来課と協議の上、決定すること。
- (2) 計画書及び計画書（概要版）、計画書（やさしい版）の印刷は、原則色1色とすること。
ただし、強調すべき部分をフルカラーにする等、見やすい冊子となるよう考慮すること。
- (3) 計画書及び計画書（概要版）、計画書（やさしい版）は、必要に応じてルビを付けること。
- (4) 印刷の際、環境に配慮した再生紙を使用し、その表示をすること。
- (5) 校正の回数は、文字校正2回以上、色校正1回以上とする。
- (6) 納品場所及び日時については、こども未来課の指示に従うこと。

8 主なスケジュール（予定）

- (1) 令和8年6～10月 こども・子育て会議や庁内会議等にて計画骨子・計画案を検討
- (2) 令和8年11月 パブリックコメント実施
- (3) 令和8年12月 パブリックコメント意見公表
- (4) 令和8年12月～令和9年1月 計画案最終調整
- (5) 令和9年2月～3月 こども・子育て会議や庁内会議等にて計画最終案確認

(案)

- (6) 令和9年3月 成果品の納品、計画書及び計画書(概要版)、計画書(やさしい版)の配布・公表

9 著作権

受託者において作成した編集データ(原稿、イラスト、地図、表、カット、ロゴ及びタイトル類等を含む。)の著作権は、すべて静岡市に帰属するものとし、静岡市はこれを改変して使用することができるものとする。

10 個人情報の取扱い

- (1) 静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守すること。
- (2) 詳細は、個人情報の保護に関する取扱仕様書(別紙)に定める。

11 その他

- (1) 契約主管課はこども未来課が行い、必要事項については関係する所管課等と協議の上決定する。
- (2) 入札に当たっては、写真、イラスト、地図、表、カット、ロゴ及びタイトル類等の作成・掲載に係る経費(筆耕料・著作物利用料等)も含んだ額とする。
- (3) 作成に当たっては、他の刊行物からの無断転載等著作権の侵害となるような行為をしないこと。転載等を行う場合には、著作権の帰属について確認し、その利用許諾等適正な手続きをとること。
- (4) 校正後に、臨時的な文字、写真、イラスト等内容の変更又は修正等を指示した場合でも、受託者は可能な限り応じること。
- (5) この仕様書に記載されているもののほか、必要事項については、こども未来課と受託者が協議の上決定する。
- (6) その他疑義のある事項については、必ずこども未来課に確認し、その指示に従うこと。
- (7) 国・県が求める報告等に対応できること。
- (8) 国の基本方針、基準等、制度に関する変更、通知等の状況に応じて対応できること。